

マイナンバーカード 申請・受取休日窓口

- ▶日時……1月24日(日)8時30分～12時
- ▶場所……市民協働部市民課

マイナンバーカードを交付申請する方の証明写真撮影や書類作成をお手伝いします。

また、申請手続きをされ、個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書(以下、「受取案内はがき」といいます。)を受け取られた方のためのカード受取窓口も併せて開設します。

平日の申請用顔写真の無料撮影サービスは、3月31日(水)まで延長して実施します!



カードの交付申請について

次の①～③の書類が必要です。

①本人であることが確認できる書類

- ㊦ 1点、または㊧ 2点のいずれか

㊦ 公的機関発行の顔写真付のもの

- ㊦ 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード

㊧ 公的機関発行の顔写真無のもの

- ㊦ 健康保険証、介護保険証、年金手帳

※有効期間内のものに限りです。

※住民基本台帳カードをお持ちの方は、持参ください。

②マイナンバー通知カード、または個人番号通知書

※マイナンバーが記載された紙製のもの

③印鑑(スタンプ印不可)

カードの受取りについて

上記の①、②、③に加え、受取案内はがきが必要です。

1月20日(水)・29日(金)は、マイナンバーカードを利用するコンビニ等での証明書交付サービスはシステムメンテナンスの理由で利用いただけません。

☎市民協働部市民課(庁舎1階)
担当:澤田哲 ☎43-0390

マイナポイントの 予約・申込みをお手伝いします

お好みのキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をすると、利用額に応じて、最大5,000円相当が還元されるマイナポイント。還元を受けるには、手続きが必要です。この度、手続きをお手伝いする「休日支援窓口」を開設します。

日時 1月24日(日) 8時30分～12時
場所 市役所 1階 市民協働部市民課



持ち物

- ①マイナンバーカード
※マイナンバーカード交付時に設定した4桁の暗証番号が必要です。
- ②スマートフォンなど、還元を受けたい決済サービスが分かるもの

注意事項

- 還元を受ける決済サービスを決めたいうえで、お越しくください。
※対象となる決済サービスは、「マイナポイント事業ホームページ」の「対象となる決済サービス検索」でご確認ください。
- 決済サービスアプリのダウンロード、アカウント設定等、必要な手続きを完了したうえで、お越しくください。

☎産業振興部商工観光課(庁舎3階) 担当:上山剛史
☎080-2456-7762(加東市マイナポイント専用ダイヤル)

お買い物のついでに

加東市民限定

マイナンバーカード交付申請 出張受付キャンペーン

日時 1月16日(土) 10時～15時
場所 イオン社店 1階 北側 特設コーナー

イオン社店でマイナンバーカードの出張受付サービスを実施します。その場で無料で顔写真を撮影し、マイナンバーカードの交付申請を受け付けますので、お買い物のついでに、ぜひお立ち寄りください。

持ち物 左記「カードの交付申請について」の①、②、③の書類
☎市民協働部市民課(庁舎1階) 担当:澤田哲 ☎43-0390

農地に関するお知らせ



農地の貸借について

農業の継続が困難な場合や、相続で農地を取得したが耕作できない場合は、農業経営基盤強化促進法による「利用権設定」を活用した農地の貸し借りをご検討ください。「利用権設定」は、貸し手と借り手が市に申出書を提出し、農業委員会の決定を受けて、借り手に農地の耕作権を設定する制度で、農地の所有権は貸し手に残ります。両者で定めた期間が満了すると、貸し手に耕作権が戻るため、安心して農地の貸し借りができます。詳しくは、農政課にお問い合わせください。

☎産業振興部農政課(庁舎3階)
担当:吉田彰宏 ☎43-0518

農地の適正な管理について

農地を耕作せずに放置すると、再び耕作可能な状態に戻すには大きな労力が必要です。農業委員会では、毎年、農地パトロールを実施し、遊休農地の所有者や耕作者に対する指導を行っています。限りある農地を有効に活用するために、耕作が困難になった場合は、利用権設定を活用して、農地の適正管理・耕作にご協力をお願いします。

☎委員会事務局(庁舎3階)
担当:松岡玲平 ☎43-0528

献血にご協力ください

日時 2月2日(火) 10時30分～16時
場所 加東市民病院
対象 18歳から69歳までの方
※初回の方は、運転免許証など、公的機関発行の本人確認ができる顔写真付きの書類を持参ください。
主催 加東ライオンズクラブ
※献血にご協力いただいた方には、卵を進呈します。

パブリックコメントを募集

①加東市協働のあり方ガイドライン(案)

- 趣旨 「協働」を基本としたまちづくりの理念を具体化し、まちづくりにおける協働のあり方や進め方、役割などを明確化する
- 案の閲覧場所、および意見提出用紙の場所
人権協働課、市立公民館、市ホームページ
- 募集期間 1月5日(火)～2月5日(金)

☎市民協働部人権協働課(庁舎1階)
担当:藤原優子 ☎43-0544 FAX42-1735
✉kyoudou@city.kato.lg.jp

②第3期加東市教育振興基本計画(案)

- 趣旨 教育振興のための施策に関する基本的な計画を定める
- 計画期間 令和3～7年度
- 案の閲覧場所 教育総務課、市ホームページ
- 意見の提出について
任意の様式で①住所(市外在住の場合は、学校、または事務所等の所在地をお知らせください。)、②名前、③電話番号、④意見をお知らせください。
- 提出期限 1月25日(月)

☎教育振興部教育総務課(庁舎4階)
担当:徳岡あけみ ☎43-0540 FAX43-0559
✉kyoiku-somu@city.kato.lg.jp

- 意見を提出できる方
次の㊦～㊧のいずれかの要件を満たす方
㊦ 市内に在住、在勤、または在学
㊧ 市内に事務所等を有する個人・法人・その他の団体
㊦ 意見を提出しようとする案に利害関係がある
※ ㊦の場合は意見提出時に、その利害関係の詳細をお知らせください。
- 意見提出方法 郵送、FAX、電子メール、持参
※持参は土曜日・日曜日・祝日を除く、平日に限りです。
- 注意事項
①電話などによる口頭での意見提出はできません。
②提出いただいた意見、および意見に対する考え方は、後日、市ホームページで公表します。
※個別に回答はいたしません。
③意見募集期間中も、引き続き、検討を行っていますので、必要に応じて案の内容を変更します。
④提出者の個人情報は、加東市個人情報保護条例に基づいて取り扱い、目的以外に使用しません。